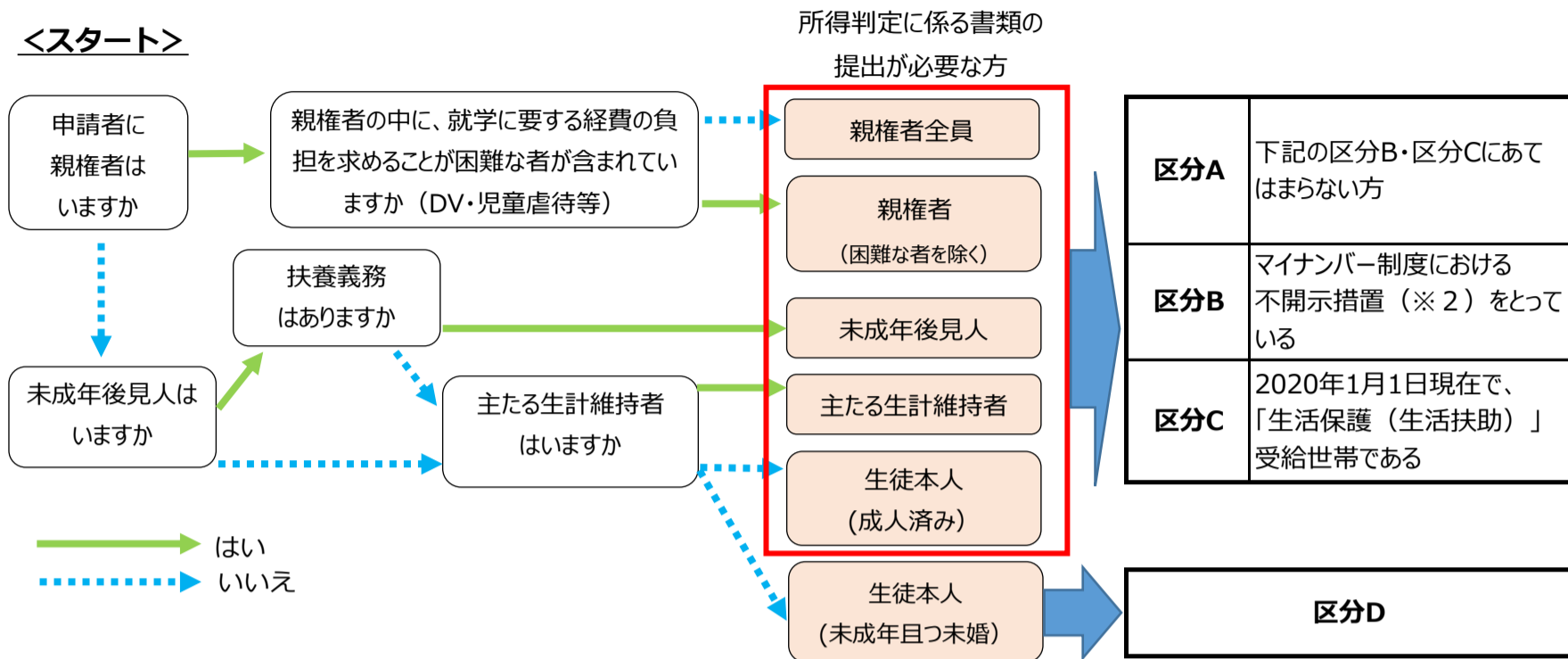


提出書類確認シート（令和2年7月以降申請用）

●就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート

<スタート>



【提出書類】 ※ご不明な場合は、学校にご相談ください。

【区分A】	●受給資格認定申請書【①個人番号（マイナンバー）提出者用】 ●個人番号カード（写）等貼付台紙
【区分B】 （マイナンバー不開示措置者（※2））	●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●令和2年度 課税額を証明する書類（※1）
【区分C】 （生活保護受給世帯）	●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●生活保護受給証明書（2020年1月1日時点において生活扶助を受けており、生徒がその世帯に属していることがわかるもの）
【区分D】 （生徒本人が未婚の未成年の場合）	●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●令和2年度 課税額を証明する書類（※1）

★マイナンバーで税額情報を照会するには、令和2年度（令和元（平成31）年所得分）の住民税の申告が完了している必要があります。

- ・申告を行っていない場合、速やかに住民税の申告を行ってください。
- ・収入がない方も、市役所の住民税担当窓口で、「授業料の支援を受けるためにいわゆる『ゼロ申告』が必要です」と申し出て申告を行ってください。
- ・申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類（※1）の提出を求める場合があります。

（※1、※2の内容については次ページを確認してください）

**(※ 1) 令和2年度 課税額を証明する書類 (【区分B】、【区分D】の方のみ)**

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項	備考
1 サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている人	・「令和2年度市(町村) 民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー		毎年5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されます。
2 「個人で事業を営んでいる人」など市(町村) 民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている人	・「令和2年度市(町村) 民税・府民税納税通知書」のコピー	審査に必要となる市町村民税の課税情報(課税所得額(課税標準額)及び調整控除の額)の記載がない場合は、下記4の提出を求めることがあります。	毎年6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。
3 市(町村) 民税・府民税を給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口等の両方で納めている人 (例) 給与所得と事業所得の両方に収入がある場合 など	上記1及び2に記載する添付書類		上記1及び2の備考欄を参照してください。
4 上記1、2、3の通知書を紛失した人または市(町村) 民税・府民税が非課税の人	令和2年度の市町村発行の下記①または②の書類 ①「市(町村) 民税・府民税課税証明書」(原本) ②「非課税証明書」(原本) (市町村から送付された「非課税通知書」がある場合はそのコピー)  <u>※証明書の交付を依頼する際に「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」を提出し、市町村から発行があった場合は、併せて学校に提出してください。</u>	-	<b>2020年1月1日時点の</b> 住所地の市町村(住民税の窓口)で証明書の交付を受けてください。(交付手数料が必要)
5 親権者の1人が控除対象配偶者であり、住民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	省略可能	もう一方の親権者の添付書類(上記1～4のいずれかで、配偶者控除が確認できるもの)を提出してください。	-
6 未婚の未成年で、住民税を課されるだけの収入を得ていない場合	省略可能	住民税を課されるだけの収入がないことがあきらかな場合に限りです。	-
7 その他	学校の事務室に相談してください	-	-

**(※ 2) マイナンバー制度における不開示措置をとっている場合の課税額の確認について**

- ・マイナンバー制度における不開示措置をとっている者(DV・虐待等の被害を受け情報を秘匿する必要がある者等)の個人番号により税額照会を行った場合、税額照会に1か月以上を要する場合があります、審査が遅れます。
- ・また、結果的に税額照会ができず、**後日、課税証明書を提出しなければならなくなることもあります。**
- ・**早期に支給額を確定させるため、課税証明書の提出を推奨します。**